

## 自動継続自由金利型定期預金【大口定期預金】規定（利息分割受取型）

筑邦銀行

### 1.（自動継続）

- (1) この預金は通帳または証書表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率については、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 2.（利息）

- (1) この預金の預入日から満期日の前日までの利息（以下「約定期間内利息」といいます。）は、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、指定された預金口座に入金することとし、次のとおり支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

- ① 指定された利息の支払いが1か月ごとの場合  
預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を約定期間内利息の一部として指定口座に入金します。満期日以後は、これらの利息を差引いた約定期間内の残額を、この預金とともに支払います。
  - ② 指定された利息の支払いが2か月ごとの場合  
預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を約定期間内利息の一部として指定口座に入金します。満期日以後は、これらの利息を差引いた約定期間内の残額を、この預金とともに支払います。
  - ③ 指定された利息の支払いが3か月ごとの場合  
預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を約定期間内利息の一部として指定口座に入金します。満期日以後は、これらの利息を差引いた約定期間内の残額を、この預金とともに支払います。
  - ④ 指定された利息の支払いが6か月ごとの場合  
預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を約定期間内利息の一部として指定口座に入金します。満期日以後は、これらの利息を差引いた約定期間内の残額を、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第6項、第7項の規定により解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、約定期間内利息が支払われている場合には、その支払額（利息の支払日が数回ある場合には、その支払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。）ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数}

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に通用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA、Bの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数}

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上  
(2020年4月改定)